

事 務 連 絡

令和6年10月4日

1年1組

保護者各位

沖縄県立北中城高等学校

校長 下 地 正 樹

( 公 印 省 略 )

## 令和7年度2学年特進クラス編成に係る希望調査について

平素より、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動への御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、本年度の1学年の生徒を対象に、令和7年度2学年特進クラスの編成に關しまして、希望調査を行います。希望調査におきましては、担任を通じて生徒へ配布済みです。1組の生徒・保護者の中で、特進クラスを希望する・希望しない有無を希望調査用紙に記入し **10月10日(木)まで**に担任へ提出してください。

なお、A4別紙の「特別進学クラス編成に係る規定(抜粋)」も別紙資料として生徒に配布しています。内容を確認されて、生徒・保護者しっかり相談の上、希望調査用紙の提出をお願いします。

事務連絡

令和6年10月4日

1年2組～7組

保護者各位

沖縄県立北中城高等学校

校長 下地 正樹

(公印省略)

## 令和7年度2学年特進クラス編成に係る希望調査について

平素より、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動への御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、本年度の1学年の生徒を対象に、令和7年度2学年特進クラスへの異動に関しまして、希望調査を行います。希望調査におきましては、担任を通じて生徒へ配布済みです。2組～7組の生徒・保護者の中で、特進クラスへの異動を希望する場合は、希望調査用紙を10月10日(木)までに進路指導部国公立担当の比嘉へ提出してください。

なお、A4別紙の「特別進学クラス編成に係る規定(抜粋)」も別紙資料として生徒に配布しています。内容を確認されて、生徒・保護者しっかり相談の上、希望調査用紙の提出をお願いします。

但し、特進クラスへの異動を希望する1年2～7組の生徒につきましては、11月2日(土)実施の模擬試験(国・数・英)の受験する必要があります。詳細につきましては、希望調査用紙に記載されています。ご確認をお願いします。

## 特別進学クラスに関する規定（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、特別進学クラス(以下「特進クラス」という。)に関する必要な事項を定める。

（設置目的）

第2条 特進クラスは学力の向上を期し、国公立大学、私立大学受験を目指す生徒のために設置する。

（特進クラスの特色）

第3条 特進クラスは以下の特色を持つ。

- 1 1、2年生は夏期必修講座を受講する。
- 2 進路指導部が指定する全国模試を受験する。
- 3 特進必修学期課題に取り組む。
- 4 大学入学共通テストの受験を奨励する。
- 5 4年制大学受験向けの授業を行う。
- 6 大学入学共通テストの受験を奨励する。

（新入生のクラス編成）

第4条 以下の内容で編成を行う。

- 1 原則として各学年1クラス、各クラス40名で編成する。
- 2 新入生のクラス編成については以下のとおりとする。
  - (1) 生徒の3年間特進クラスで勉学に励む意志と保護者の同意がある。
  - (2) 高校入試の成績(推薦合格者も受験する)、勤怠を考慮し総合的に判断する。

（新2年生のクラス替え）

第5条 普通クラスと特進クラス間の生徒のクラス替えは、異動により学級の教育に支障がなく、かつ以下の条件を満たす場合に学年度末に行うことができる。

- 1 特進クラスから普通クラスへ(以下いずれかの条件を満たすとき)
  - (1) 本人の希望と保護者の同意がある。
  - (2) 学習状況(特進必修学期課題取り組み状況含む)、出席状況(必修模試・夏期必修講座を含む)、又は学習成績が思わしくない場合。また、単位保留科目がある場合。
- 2 普通クラスから特進クラスへ(以下両方の条件を満たすとき)
  - (1) 本人の希望と保護者の同意がある。
  - (2) 授業の勤怠・学習状況と学習成績が良く、単位保留科目を有さず、特進クラスに適応できると判断された場合。
- 3 上記1及び2の結果、特進クラス希望者が定数40名を越えた場合は、特進クラスの選抜再編成を行う。基準は以下の通りとする。
  - (1) 授業の勤怠について、無届欠席6日、無届欠課11時間、SHR及び教科遅刻各々11回総欠席日数21日以上の生徒は特進クラスには該当しない。但し、入院等長期治療が必要な場合などは審議対象とする。
  - (2) 必修模試・夏期必修講座の勤怠について、無届欠席・無届欠課がある生徒は審議対象とする。
  - (3) 1、2学期の実力テストと特進クラス必修模試(11月)の偏差値が高いものを優先し、同率の場合、1・2学期の評定平均を考慮し審議する。
  - (4) その他、規範意識等が懸念される者は審議の対象とする。

第7条 特進クラスを運営していく上で以下のことを明記する。

- 5 特進クラス運営費(年間1万円程度。3年生は必修模試に準じる)は7月末までに納入する。